

各 位

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」

平成21年5月26日

会 社 名 eBASE株式会社

(コード番号:3835 大証ヘラクレス)

本社所在地 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号

表 者 代表取締役社長 常 包 浩 司

問 合 せ 先 取 締 役 窪 田 勝 康

執行役員 C F O

電 話 番 号 TEL (06) 6486-3955 (代表)

U R L <http://www.ebase.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月22日開催予定の第8回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の趣旨並びに理由

- (1) 平成21年4月中旬より、「企業行動規範に関する規則」(大阪証券取引所)第9条「上場内国会社の機関の設置」の適用が開始されることに対応し、監査役会及び会計監査人を設置することに伴う変更(変更案第4条、第28条～第30条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う、定款の整備並びにこれに伴う条数(変更案第7条～第24条)の繰り上げ。
- (3) その他会社法の規定に基づく機関運営の明確化及び用語の統一等。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月22日

定款変更の効力発生日 平成21年6月22日

以 上

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株式 第 6 条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 第 8 条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 <u>3.監査役会</u> <u>4.会計監査人</u> 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株式 第 6 条 (現行どおり) (削除) 第 7 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 8 条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現行定款	変更案
第 <u>10</u> 条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 <u>11</u> 条～第 <u>14</u> 条 (条文省略) 第 <u>15</u> 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。<u>以下同じ。</u>)の議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 <u>16</u> 条 (条文省略) 第 4 章 取締役、監査役及び取締役会 (取締役及び監査役の員数) 第 <u>17</u> 条 当社の取締役は 5 名以内とし、<u>監査役は 3 名以内とする。</u> (取締役及び監査役の選任) 第 <u>18</u> 条 当社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役及び監査役の任期) 第 <u>19</u> 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結	第 <u>9</u> 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 <u>10</u> 条～第 <u>13</u> 条 (現行どおり) 第 <u>14</u> 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 <u>15</u> 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 <u>16</u> 条 当社の取締役は 5 名以内とする。 (取締役の選任) 第 <u>17</u> 条 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第 <u>18</u> 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結

現行定款	変更案
の時までとし、<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 ③ <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集及び議長) 第 <u>20</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設) (新設) (代表取締役) 第 <u>21</u> 条 取締役会はその決議によって代表取締役を<u>選任</u>する。	の時までとする。 ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (削除) (取締役会の招集及び議長) 第 <u>19</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ③ <u>取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u> ④ <u>取締役、監査役又は会計監査人が、取締役会及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</u> (代表取締役) 第 <u>20</u> 条 取締役会はその決議によって代表取締役を<u>選定</u>する。

現行定款	変更案
(役付取締役) 第 22 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。 第 23 条～第 24 条（条文省略） (取締役及び監査役の報酬等) 第 25 条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>それぞれ株主総会の決議によって定める。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。 第 22 条～第 23 条（現行どおり） (取締役の報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「<u>報酬等</u>という。）は、株主総会の決議によって定める。 第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第 25 条 当会社の監査役は 3 名以内とする。 (監査役の選任) 第 26 条 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<u>(常勤監査役)</u> <u>第 28 条 監査役会はその決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>(招集通知)</u> <u>第 29 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第 30 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
第 5 章 計算	第 6 章 計算
第 26 条～第 28 条 (条文省略)	第 32 条～第 34 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u>
(新設)	<u>第 2 条 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において</u>

現行定款	<u>変更案</u>
(新設)	<u>定める株式取扱規程による。</u> <u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>